

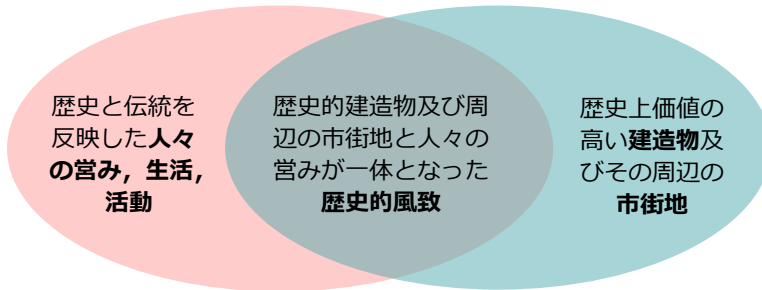
京都市歴史的風致維持向上計画（2期）

概要版

京 都 市

歴史的風致とは

「歴史的風致」は、歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）の第1条で「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されています。



歴史的風致の概念図



（歴史的風致のイメージ）京町家が残る旧市街地において祇園祭の山鉦巡行などの伝統行事が実施され、良好な市街地を形成している

歴史的風致維持向上計画とは

歴史まちづくり法は、市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、歴史的風致の維持向上を図ろうとする取組を支援するものです。

核となる国指定文化財とそれと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地を重点区域に設定し、景観施策とも連携しながら、計画期間（概ね10年）中のハード・ソフト両面の取組を位置付け、歴史・文化を活かしたまちづくりを進めていきます。

京都市では、平成21年11月に歴史まちづくり法に基づく「京都市歴史的風致維持向上計画（1期）」を策定し、歴史文化を活かしたまちづくりを進めてきました。この度、令和2年度末で1期の計画期間が終了したことから、引き続き、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るため、「京都市歴史的風致維持向上計画（2期）」を策定しました。

京都市歴史的風致維持向上計画（1期）による成果

歴史的風致維持向上計画では、歴史的な町並みにおける道路修景整備や歴史的建造物の修理・修景などを計画に位置付けることで、国から財政的支援を受けることができるようになります。

（1期計画で国から財政的支援を受けて実施した事業の例）

- 歴史的建造物の保全（街なみ環境整備事業）
- 岡崎地域活性化の推進（都市再生整備計画事業）



○道路修景整備事業（都市再生整備計画事業）



○京の道づくり事業（国際観光資源高質化支援事業）



[京都市歴史的風致維持向上計画（2期）の概要]

京都市歴史的風致維持向上計画（2期）改定のポイント及び計画期間

本市には、市内各所に歴史的風致が広く分布しています。本市の歴史的風致の更なる維持及び向上を図るため、2期計画では主に以下のポイントを改定しました。

- 計画に記載する歴史的風致を拡充
 - ☞ 6つの歴史的風致を7つに拡大
- 重点区域の拡大
 - ☞ 景観計画区域内の歴史的風致を形成する市街地に拡大
- 景観行政と文化財保護行政との連携

本計画の計画期間は、次の10年間です。

**令和3年度（2021）から
令和12年度（2030）まで**

2期計画の構成と改定のポイント

第1章 京都市の歴史的風致形成の背景

- ・文化財保存活用地域計画との連携、各区の歴史的風致の掲載

第2章 京都市の維持向上すべき歴史的風致

- ・新たな歴史的風致の設定、歴史的風致の拡充

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

- ・関連計画、課題と方針の更新

第4章 重点区域の位置及び区域

- ・重点区域の拡大

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

- ・文化財保護行政との連携

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

- ・計画期間内の歴史まちづくり事業を記載

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

- ・指定対象の拡大、歴史的風致形成建造物指定提案制度

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

- ・指定建造物の維持・管理・修理に関する事項を追記

第1章 京都市の歴史的風致形成の背景

京都は、市街地の三方をなだらかで緑豊かな山々に囲まれ、鴨川や桂川をはじめとする清流が流れる四季折々に美しい自然に恵まれています。その中で、1200年を超える悠久の歴史とわが国を代表する洗練された文化が育まれ、寺社や京町家などの歴史資産が市内に数多く残っています。そして、この美しい自然と歴史資産を舞台に、京都の人々の暮らしや生業、伝統文化、伝統行事などが営まれ、京都らしい風情ある歴史的風致を形成しています。

京都市の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

三方を東山、北山、西山などの緑の山々に囲まれた盆地に山紫水明と称えられる清流（鴨川、桂川）が流れる。

夏は蒸し暑く、冬は底冷えする気候で、四季の移り変わりが明瞭であり、四季折々の季節感や美意識が醸成された。

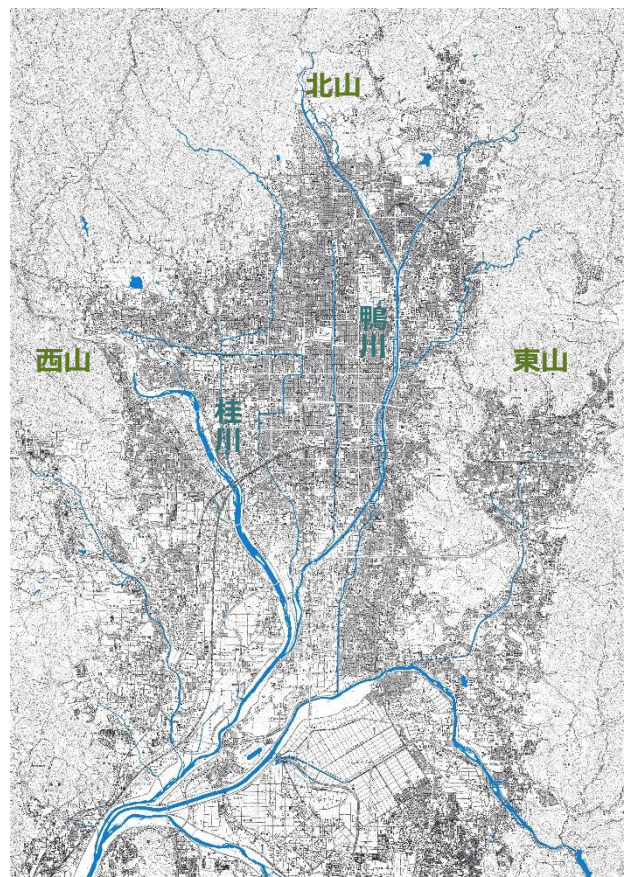
2. 社会的環境

伝統産業と先端産業が共存し融合する「ものづくり都市」であるとともに、市街地の周辺では京野菜などの農業生産や林業が盛ん。

古くから人々を魅了し、多くの人々が訪れる国際文化観光都市である。

3. 歴史的環境

平安京への遷都以来、1200年余の歴史を有する歴史都市で、様々な時代の変遷を経る中で、それぞれの時代に培われ洗練されてきた文化や生活、歴史的な建造物が現在まで継承されている。



京都の地形

第2章 京都市の維持向上すべき歴史的風致

京都市の維持向上すべき7つの歴史的風致

京都市の維持向上すべき歴史的風致は、京都を育んだ豊かな自然と、1200年を超える首都の歴史と文化が織りなす都市空間および歴史文化遺産群、伝統を受け継ぎ革新を求める人々が営む文化や行事、芸術が一体となって形成している、日本はもとより世界にも類を見ない市街地の環境です。

本市には、中心部だけでなく周辺部にも広く歴史的風致が分布しています。2期計画では、1期計画で設定した6つの歴史的風致を発展させて7つの歴史的風致を設定しました。

祈りと信仰のまち京都の歴史的風致



身近な祈りの場である寺社で奉納される芸能や、世界遺産をはじめとする寺社に参詣する人々とそれを迎える門前町の人々の営みが受け継がれています。

京の街道とその周辺の歴史的風致



鞍馬や貴船、大原、山科盆地など京と密接に関わってきた旧街道沿いにおける、伝統に培われた祭りや日々の暮らし、生業が受け継がれています。

京郊の歴史的風致(1期)を発展

京郊の歴史的風致(1期)を発展

暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致



四季を彩る祭りや年中行事、京町家における暮らしの知恵など暮らしに息づくハレとケの営みが受け継がれています。

千年の都を育む水・土・緑の歴史的風致



周辺の山林や河川、洛西用水や洛東用水などの農業用水、これらの水により潤される農地における祭礼、山々や農地での生業が受け継がれています。

ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致



伝統を受け継いだ焼物や織物などのものづくり、問屋、市場などにおける商い、花街における舞・踊りなどのもてなしの営みが受け継がれています。

文化・芸術のまち京都の歴史的風致

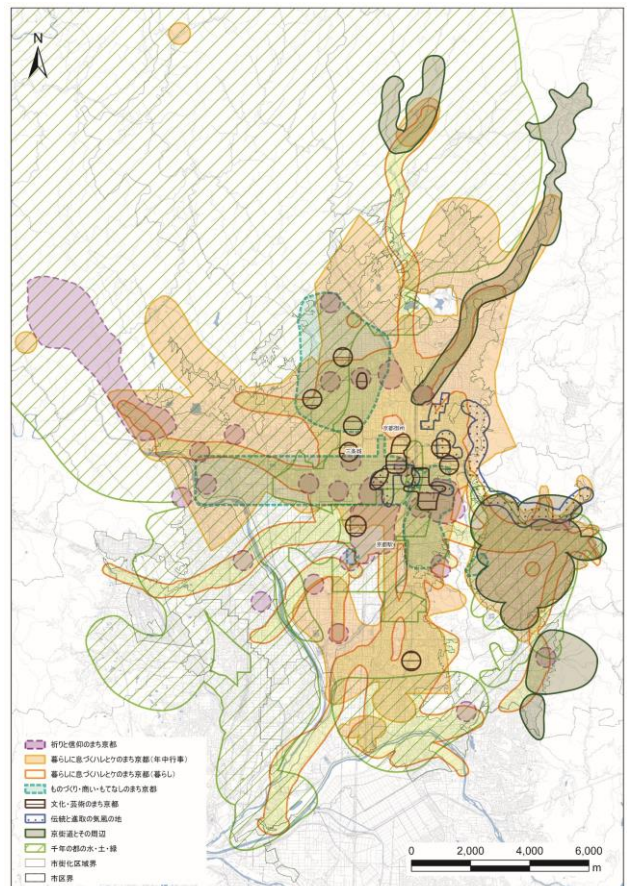


能・狂言や茶の湯、生け花美術などの文化・芸術活動、そしてそれを支える道具商や和菓子づくりなど様々な文化・芸術・創作活動が受け継がれています。

伝統と進取の気風の地の歴史的風致



琵琶湖疏水における水辺の活動や近代の商業活動の継承など、明治以降の近代化の推進による伝統と進取の気風に培われた営みが受け継がれています。



2期計画記載の歴史的風致の分布

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 京都市の歴史的風致の維持及び向上における課題と方針

本市には、寺社や京町家などの歴史的建造物が数多く残っており、歴史的な町並みが形成されています。これまでもこれらの保全を進めてきましたが、多くの歴史的建造物や町並みの保全が十分ではないことが、1期計画からの継続的な課題として残っています。

2期計画では、1期計画からの継続的な課題に対し、基本方針と方策を定め、本市の歴史的風致の更なる維持及び向上を目指します。

課 題

- ・歴史的建造物の滅失が進行している
- ・技術的・財政的に保全・活用が困難
- ・電線、電柱が町並みを阻害している
- ・都市施設の老朽化が進行している
- ・渋滞や通過交通の増加により周遊が困難
- ・森林景観の悪化
- ・地域の歴史まちづくりの担い手の減少
- ・災害時における防災上の課題
- ・継承者不足の深刻化
- ・伝統産業の低迷
- ・観光地の混雑
- ・安心・安全の面での市民生活への影響

基 本 方 針

- 歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用
- 歴史的町並み景観の保全・向上
- 歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上
- 地域力を活かした歴史まちづくりの推進
- 文化芸術・伝統産業の継承，後継者の育成
- 市民生活と調和した観光政策の推進

(2) 歴史的風致の維持及び向上実現のための方策

2期計画では、寺社や京町家などの歴史的建造物やその周辺の歴史的町並みを保全し、更には市街地の交通環境整備や自然環境の保全、地域の歴史まちづくりの推進、文化芸術・伝統産業の継承や市民生活と調和した観光政策を進めていきます。

<主な方策>

- 歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用
 - 歴史的建造物への技術的・財政的支援
 - 歴史的建築物の活用・継承支援
 - 歴史的建造物の防災安全性向上
- 歴史的町並み景観の保全・向上
 - 公共空間の整備（無電柱化など）
 - 都市施設の充実（史跡公園整備など）
 - 良好な景観の誘導（屋外広告物等）
 - 緑地空間の整備
- 歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上
 - 新景観政策の更なる進化
 - 安心・安全で快適な歩行空間の創出
 - 森林景観の保全
- 地域力を活かした歴史まちづくりの推進
 - 地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組支援
 - 歴史都市京都における密集市街地，細街路の防災まちづくりの取組推進
- 文化芸術・伝統産業の継承，後継者の育成
 - 社会・経済における好循環の創出
 - 担い手・支え手の確保
 - 新たなイノベーションの創出
- 市民生活と調和した観光政策の推進
 - 観光客分散化等混雑対応
 - 観光客マナー向上の取組

第4章 重点区域の位置及び区域

(1) 重点区域設定の考え方

歴史的風致を形成する地域のうち、核となる文化財の分布状況を鑑み、市街化の進行による歴史的風致の消失の進行を防止するため、ハード事業（公共空間の整備等）やソフト事業（伝統文化の活性化等）の両面による取組を実施し、歴史的風致の維持及び向上を推進できる区域を重点区域に設定します。

（重点区域の範囲）

景観計画区域内の以下に指定している区域（市街化区域を基本とします）

- 美観地区及び美観形成地区
- 建造物修景地区（歴史的風致を形成する区域）
- 風致地区（歴史的風致を形成する市街化区域の周辺及び街道沿いの集落など）

(2) 重点区域の名称及び位置

2期計画の重点区域は、本市の市街化区域及びその周辺の区域を基本とし、これに加えて市街化調整区域の風致地区のうち、京の街道とその周辺及び京の都を育む水・土・緑の歴史的風致を形成する集落とします。

【重点区域の名称】 歴史的市街地地区

【重点区域の面積】 約13,575ha

(3) 重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果

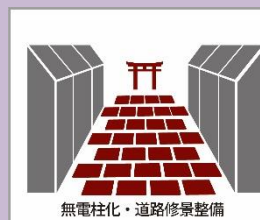
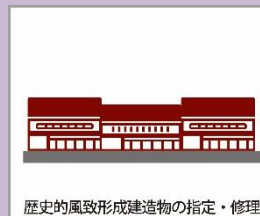
重点区域における歴史的風致の維持及び向上の効果は次のとおりです。

（重点区域設定のメリット）

歴史的風致形成建造物の指定が可能となるほか、歴史的風致形成建造物の修理・修景や歴史的町並みにおける道路美装化事業などに国から支援を受けることができます。

（期待される相乗的な効果）

- ◆ 伝統の継承、新たな文化の創造、京都の魅力向上等
- ◆ 観光の振興につながるほか、農林業、製造業、卸・小売業などの産業への需要創出効果等

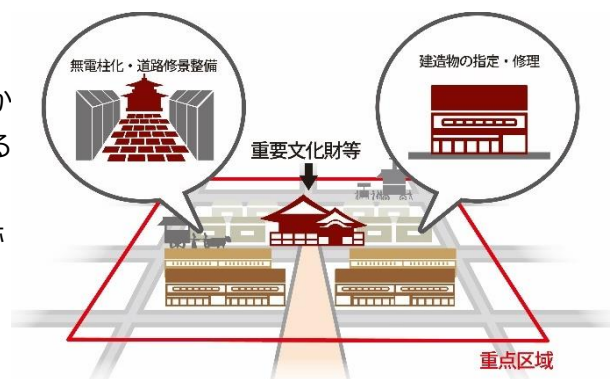


重点区域とは

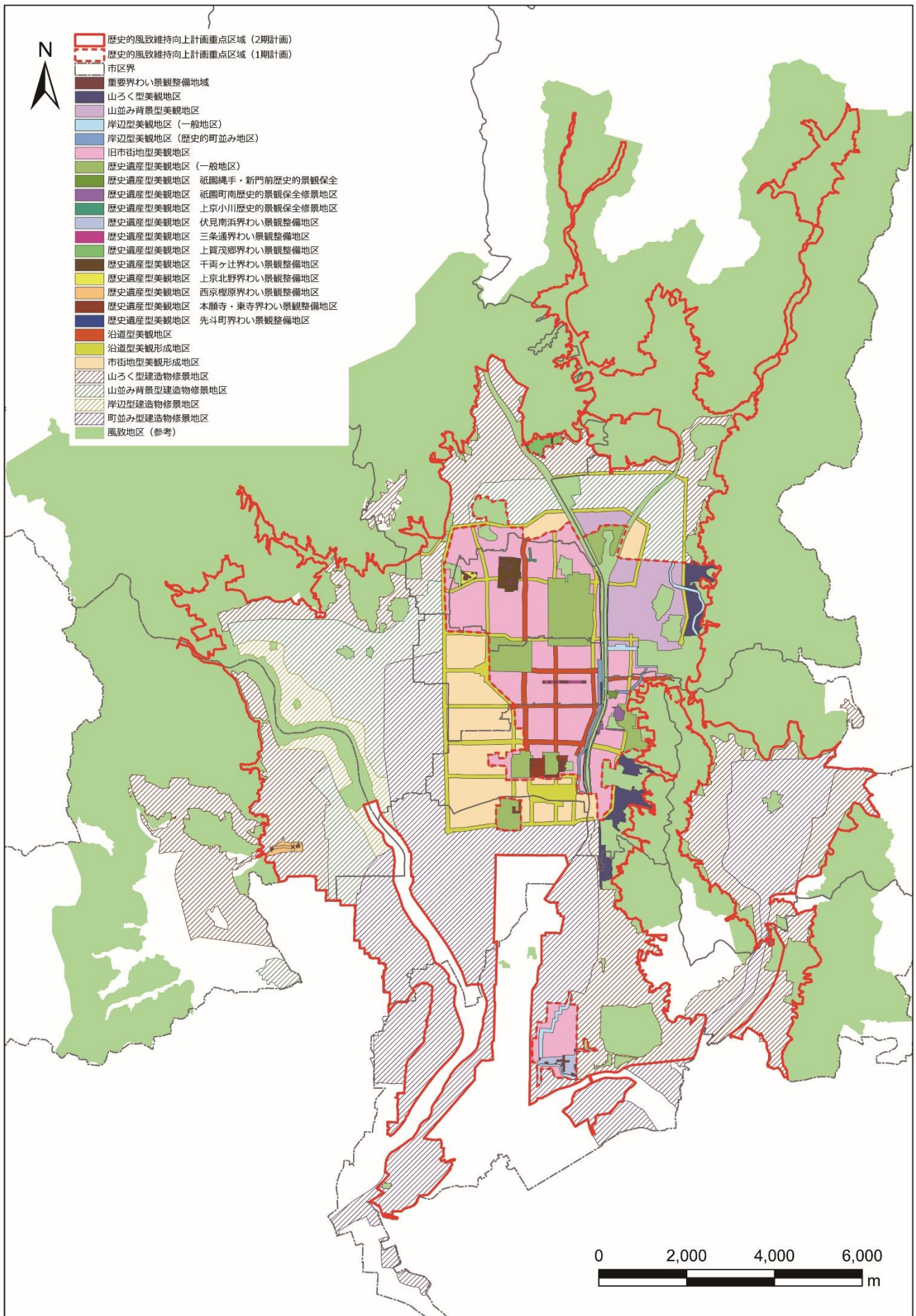
重点区域は、以下の土地とその周辺の土地の区域で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる区域をいいます。

- ・ 国の指定文化財である建造物（重要文化財や史跡名勝天然記念物等）の用に供される土地
- ・ 伝統的建造物群保存地区（京都市内では4地区）内の土地

※区域内の土地建物に対する規制を強化するものではありません。



重点区域のイメージ



2期計画における重点区域

(1) 文化財の保存・活用

本市においては、改正文化財保護法（平成31年4月施行）に位置付けられた「文化財保存活用地域計画」の作成に取り組んでいるところです。「文化財の保存・活用」に向けては、同計画との整合性を図り、文化財保護法や、京都市文化財保護条例に基づく指定・登録をされていない文化財も含めて維持継承を目指します。取組の推進に当たっては、同計画の基本理念、基本方針を多くの関係者と共有し、それぞれの取組を相互に連携、融合を図っていくことにより、より一層保存と活用の好循環を創出し、文化財の持続的な維持継承につなげていきます。

(2) 文化財の修理・整備

本市の厳しい財政状況を踏まえながら、特に実施すべき文化財の修理、整備を進めます。また、指定・登録されていない文化財についても、歴史的な建造物への助成制度等を用いながら修理、整備等につなげていきます。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設

本市が所有あるいは管理している文化財について、積極的な保存・活用が進められるよう、様々な関係者の協力を得て、多くの市民に親しまれる施設を目指します。

(4) 文化財の周辺環境の保全

景観の保全施策やまちづくりに関する施策と、文化財保護施策との連携により、文化財の周辺環境を保全することで、京都の歴史的風致を維持向上していきます。

(5) 文化財の防災

地域の自主防災活動と連携しながら、地域住民とともに守る文化財防災施策を進めていきます。また、行政や関係機関の連携により、文化財防災の機能性の向上を図ります。

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発

多くの人に文化財を身近に感じ、その価値を知ってもらえるよう、市民一人ひとりが文化財を守ることの大切さについて理解を深める取組や、より幅広い人が文化財の維持継承の支え手となるための取組を進めていきます。

(7) 埋蔵文化財の取扱い

「周知の埋蔵文化財包蔵地」内で行われる各種土木工事等について、遺跡を重要遺跡、特別一般遺跡、一般遺跡、一般遺跡に準じる遺跡の4種類に分類し、工事の規模や内容に応じた遺跡保存等のための行政指導を行います。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備

地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる地域住民や市民活動団体等の活動の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等について積極的に支援します。

(9) 文化財の保存・活用に係る体制整備

市民をはじめ、文化財の所有者や技術保存団体、大学、博物館、企業等の幅広い関係者による主体的な取組を行政が支え、民間活力も含んだ幅広い財源の確保や体制の強化、施設の充実に努めます。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

国の支援事業を活用した歴史的建造物の修理・修景に関する助成事業の実施や道路の無電柱化・美装化の事業をはじめ，京都の歴史的風致を維持・向上させるための歴史まちづくり事業を実施します。

(1) 歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用

- ①歴史的建造物への技術的・財政的支援
- ②歴史的建築物の活用・継承支援
- ③歴史的建造物の防災安全性向上



(2) 歴史的町並み景観の保全・向上

- ①公共空間の整備
- ②都市施設の充実
- ③良好な景観の誘導
- ④緑地空間の整備



(3) 歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上

- ①新景観政策の更なる進化
- ②安心・安全で快適な歩行空間の創出
- ③森林景観の保全



(4) 地域力を活かした歴史まちづくりの推進

- ①地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組支援
- ②歴史都市京都における密集市街地，細街路の防災まちづくりの取組推進



(5) 文化芸術・伝統産業の継承・後継者の育成

- ①社会・経済における好循環の創出
- ②担い手・支え手の確保
- ③新たなイノベーションの創出



(6) 市民生活と調和した観光政策の推進

- ①観光客分散化等混雑対応
- ②観光客マナー向上の取組



第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域内の歴史的な建造物であって、京都固有の歴史や伝統を反映した人々の活動やその営みを今も伝えるもので、保全を図る必要があると認められるものを歴史的風致形成建造物として指定します。

(1) 指定の基準

伝統的・歴史的な意匠性に優れているもの、その地域において歴史的価値の高いもの、地域の特色が色濃く残っているもので、戦前（概ね昭和25年以前）に築造されており、京都の歴史的風致に深く関わるものとしします。

(2) 指定の対象

建築物に加え、道、橋、用水、庭園、公園なども指定の対象としします。

＜1期計画で指定した建造物の例＞

民俗芸能や巡礼などの拠点となる寺社（祈りと信仰）



御霊神社

祇園祭などの祭礼を行ううえで拠点となる寺社や会所、御旅所（ハレとケ）



四条町大船鉾会所

港湾都市として発展した伏見の造り酒屋や酒蔵群（水・土・緑）



黄桜酒造（仕込蔵）

＜想定例＞（カッコ内は形成する歴史的風致の略称）

- 1) 民俗芸能や巡礼などの拠点となる寺社やこれらを中心に賑わいを見せる門前町の町家（祈りと信仰）
- 2) 祇園祭などの祭礼の拠点となる寺社や会所、御旅所（ハレとケ）
- 3) 町衆の生活・生業の場であり、今も市街地に多く残る京町家（ハレとケ）
- 4) 京都のものづくりを支える伝統産業の工房や商いの店舗（ものづくり・商い・もてなし）
- 5) 花街の歌舞練場や茶屋文化を伝える茶屋形式の建造物（ものづくり・商い・もてなし）
- 6) 伝統芸能・伝統文化を継承する舞台や稽古場（文化・芸術）
- 7) 多くの町人にも普及した伝統文化である茶の湯などの施設を備える和風建築（文化・芸術）
- 8) 京都の近代化を象徴する近代洋風建築や産業の発展を支えた土木工作物（伝統と進取）
- 9) 伝統的な祭礼の拠点となる旧街道沿いの寺社やその周辺の民家（京街道）
- 10) 城下町として整備され、港湾都市として発展した伏見の造り酒屋や酒蔵群（水・土・緑）
- 11) 林業や農業など山や野の生業を支える建造物（水・土・緑）

(3) 指定の提案

重点区域拡大に伴い、より多くの歴史的風致形成建造物の指定を行っていくため、「歴史的風致形成建造物指定提案制度」として所有者の皆様からの指定提案を受け付けます。

歴史的風致形成建造物指定提案制度について

指定を希望する歴史的建造物の所有者の方（又は代理人の方）は、事前相談のうえ、必要書類等を整えて京都市に提案することができます。詳しくは景観政策課にお問い合わせください。

【歴史的風致形成建造物の指定対象となる要件】

- ・ 戦前（概ね昭和25年以前）に築造された建造物
- ・ 計画2章に記載がある（又は記載できる）こと

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

歴史的風致形成建造物の指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障を来たさないよう、適切に管理する義務が生じます。

(1) 維持・管理の基本的考え方

歴史的建造物の建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や装置の保存または復元や伝統工法の継承に努めることとします。また、歴史的風致維持向上のために積極的な公開、活用を図ることとします。

(2) 歴史的風致形成建造物の修理

歴史的風致形成建造物の修理については、外観の維持・保存を基本とし、建造物の外観は歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その変更については歴史性や地域の伝統的な様式を充分検討することとします。

京都市は、所有者等の負担を軽減するため、技術的・財政的支援を講じます。

(3) 個別の事項

国登録有形文化財（建造物）、京都府及び京都市指定・登録文化財（建造物）、景観重要建造物と重複するものの修理や外観の変更については、これらの指定等に基づく制限を順守することとします。

参考＜歴史的風致形成建造物に対する主な支援制度＞

1 税制面による支援

- ・相続税算定において土地・建物の評価額の**30%控除**が可能となります。

2 歴史的風致形成建造物の修理・修景に係る補助支援

- ・修理・修景に係る工事費用の一部を補助します。

<補助制度>

外観を維持するために必要な修理や修景に係る工事費に対して、補助率1/2、かつ300万円を上限に補助を受けることができます。

なお、所有者又は継承者は補助事業完了後10年間、補助部分を維持・継承する義務が生じます。また、京都市と一般公開に関する協定を締結する必要があります。



3 規制の合理化による支援

歴史的風致形成建造物に指定された建築物で、「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（平成24年制定、平成25年改正）」に基づき安全性等が認められたものについては、建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づき法の適用を除外することにより、現行の建築基準法の下では困難であった建築行為が可能となります。

歴まちカードのご案内

国土交通省と京都市を含む近畿地方において歴史的風致維持向上計画を策定している都市が連携し、各都市の歴史、伝統、活動等を写真で紹介する「歴まちカード（歴史まちづくりカード）」を作成しています。

歴まちカードは、歴史まちづくりに取り組む都市の魅力を発信するとともに、実際に地域を訪れ、それぞれの歴史を肌で感じていただくきっかけになることを目的としています。

京都市でも、以下の歴まちカードを配布しています。

記載内容

表面：京都市の代表的な歴史的風致の写真、歴まちのロゴマーク

裏面：認定都市のデータ（認定年月日、重点区域の名称及び面積、表面の写真の紹介、歴まちスポット、QRコード対応サイトホームページ等）



(1期計画※：祇園祭)



(2期計画：愛宕街道)

配布場所（2箇所）

京都市景観・まちづくりセンター

「ひと・まち交流館 京都」地下1階
（下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町
83番地の1）



京都市嵯峨鳥居本町並み保存館

嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区内
（右京区嵯峨鳥居本仙翁町8番地）



※1期計画のカードの配布は終了しました。



京都市
CITY OF KYOTO



京都市都市計画局都市景観部景観政策課

〒604-8571

京都市京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話 (075) 222-3397 FAX (075) 213-0461

令和3年3月発行 京都市印刷物第 023265 号

«本事業は宿泊税を活用しています。»

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収などへ！



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。